

居宅介護支援重要事項説明書

〈令和8年4月1日現在〉

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 055-978-0588（午前8時30分～午後5時25分まで）

管理者 早崎 万由美

ご不明な点は、お気軽にお尋ねください。

2. 共済福祉会 ほほえみ居宅介護支援業所の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名 共済福祉会ほほえみ居宅介護支援事業所

所在地 田方郡函南町平井717-38

介護保険指定番号 居宅介護支援（静岡県2270300060号）

サービスを提供する地域 函南町・伊豆の国市（旧菰山町）・三島市 JR 三島駅南部
上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

	常勤 (専任)	常勤 (兼務)	計
管理者		1名	1名
主任介護支援専門員	3名	1名	4名
介護支援専門員	1名		1名

(3) 営業日及び時間

営業日 月曜日～金曜日
（祝日及び年末始 12月29日～1月3日を除く）

営業時間 午前8時30分～午後5時25分
緊急時は、営業時間外でも電話連絡ができる体制になっております。

3. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

- ① 当事業所の介護支援専門員は、要介護者が居宅において日常生活を営むために必要な保健・医療サービス又は福祉サービスを適切に利用できるよう、要介護者の依頼を受けて、介護サービス計画を作成するとともに、その計画に基づいて指定

居宅サービスの提供が確保されるよう事業者との連絡調整、また、要介護者が施設への入所を要する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとしします。

- ② 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、要介護者等の意向を踏まえ、公正かつ平等に総合的なサービスの提供に努めるものとしします。

4. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

別紙 I 参照

5. 利用料金

(1) 利用料

居宅介護支援費（Ⅰ）

要介護 1・2	1,086 単位/月
要介護 3・4・5	1,411 単位/月

加算

初回加算	300 単位/回
入院時情報連携加算（Ⅰ）	250 単位/月
入院時情報連携加算（Ⅱ）	200 単位/月
退院・退所加算Ⅰイ	450 単位/月
退院・退所加算Ⅰロ	600 単位/月
退院・退所加算Ⅱイ	600 単位/月
退院・退所加算Ⅱロ	750 単位/月
退院・退所加算Ⅲ	900 単位/月
通院時情報連携加算	50 単位/月
ターミナルケアマネジメント加算	400 単位/月

その他

特定事業所加算（Ⅱ）	421 単位/月
介護職員等処遇改善加算 令和 8 年 6 月～	所定単位数の 2.1%

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

函南町は地域区分が「7 級地」であるため、上記の単位数に 10.21 円を乗じた金額となります。

(2) 解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

6. サービスの利用について

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出下さればいつでも解約できます。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了 1 ヶ月前までに文書で通知するとともに、

地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。

- ③ 次の事由に該当した場合は、書面をもってこの契約を終了します。
 - ・利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ・利用者の要介護認定が、要支援 1、要支援 2、総合事業対象者及び非該当（自立）と認定された場合
- ④ 自動終了
利用者がお亡くなりになった場合
- ⑤ その他
利用者やご家族、その関係者が事業所内において当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

7. 公正中立性の確保を図る観点からのケアプランにおけるサービス利用状況
利用者等によるサービス選択を支援し、公正中立性を確保した上で、総合的サービスの提供を行います。

8. 事故発生時の対応

- (1) 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を行います。
又、事故の原因を解明し、再発生を防ぐ対策を講じます。
- (2) 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

9. 事業継続計画の策定

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「事業継続計画」という。）を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は、従業員に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に（年 1 回以上）実施します。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

10. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。
ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前に利用者及び代理人へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

11. 高齢者虐待の防止、尊厳の保持

- (1) 利用者の人権の擁護、虐待の防止のために、研修等を通して従業員の人権意識や知識の向上に努め、利用者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- (2) 利用者の人権及びプライバシーの保護、ハラスメントの防止等のための従業員教育を行います。

12. 衛生管理

- (1) 当事業所で使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分注意するものとします。

- (2) 従業者と事業所の衛生管理に努めるとともに、感染症又は食中毒が発生または、まん延しないように必要な措置を講じます。

13. 秘密保持

- (1) 「社会福祉法人共済福祉会における個人情報保護に対する基本方針」に基づき、個人情報の取り扱いを行うと共に以下の通り行います。
- (2) 当事業所の従事者は、サービス提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は解約後も同様です。
- (3) 当事業所は、重要事項説明の同意をもって、以下に掲げる理由に限り、利用者及びその家族等に関する情報を提供することがあります。
- ① 要介護認定調査について、関係する都道府県、市町村、付属機関及びその委託を受けた機関が情報提供や報告を求めた場合。
 - ② 入退院等に当たり主治医等と治療に要する目的で医療連携を行う場合。
 - ③ 居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者等関連する人の間で、サービス担当者会議等においてサービス提供上の情報が必要な場合。
- (4) 当事業所は、将来を担う介護従事者等の実習生、または利用者のサービス提供を目的にボランティアの受入れをしていますが、職員と同様に施設で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らさないように事前説明の上、秘密保持に関する契約書を交わしています。

14. サービス内容に関する苦情

(1) 苦情解決の仕組み

① 苦情の受付

ほほえみ居宅介護支援事業所

- ・受付担当者 早崎 万由美
- ・電話 055-978-0588
- ・FAX 055-978-4137
- ・ご意見箱、手紙

第三者委員会

- ・第三者委員 大谷 真 電話 055-978-9288
- 杉山 雅也 電話 055-979-6080
- 石橋 菜穂子 電話 055-944-6644

② 受付の報告・確認

- ・苦情解決責任者 社会福祉法人 共済福祉会
高齢者福祉部長 竹村 聖一郎

・第三者委員会

③ 苦情解決のための話し合い

④ 苦情解決結果の報告

⑤ 解決できない場合

(福)静岡県社会福祉協議会に設置された「運営適正化委員会」に申し立てることができます。

「運営適正化委員会」連絡先

〒420-0856 静岡市葵区駿府町 1-70

(福)静岡県社会福祉協議会内

電話/FAX 054-653-0840

⑥ 苦情解決第三者委員会議

3ヶ月に1回、定例会議を開催

(2) その他

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

函南町	介護保険担当	電話 055-979-8126
伊豆の国市	介護保険担当	電話 0558-76-8009
三島市	介護保険担当	電話 055-983-2607
静岡県国民健康保険団体連合会	介護保険課	電話 054-253-5590

15. 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 共済福祉会
代表者役職・氏名	理事長 志村 幸洋
所在地・電話番号	田方郡函南町平井717-2 055-978-4100

当法人が運営している事業所

【高齢者福祉関連事業】

- ・介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム 伊豆白寿園
- ・短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護 伊豆白寿園 ショートステイ
- ・通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業 かなみ老人デイサービス
- ・訪問介護、介護予防・日常生活支援総合事業、居宅介護 共済福祉会 ほほえみ訪問介護センター
- ・居宅介護支援 共済福祉会 ほほえみ居宅介護支援事業所

【障害者福祉関連事業】

- ・障害者支援施設（生活介護・施設入所支援） 伊豆ライフケアホーム
- ・短期入所事業 伊豆ライフケアホーム
- ・日中一時支援事業 伊豆ライフケアホーム
- ・生活介護事業 伊豆ふれあいデイサービスセンター
- ・相談支援事業 リベルテ
- ・放課後等デイサービス なないろ

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

<事業者名> 社会福祉法人共済福祉会
ほほえみ居宅介護支援事業所
(介護保険事業所番号 2270300060・静岡県)
<住所> 静岡県田方郡函南町平井717-38
<代表者名> 高齢者福祉部長 竹村 聖一郎 印

<説明者名> 共済福祉会ほほえみ居宅介護支援事業所
氏名 印

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け同意いたします。

利用者 住所
氏名 印

(代理人) 住所
氏名 印

【別紙 I】 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

